

神奈川県地球温暖化対策推進条例施行規則の一部を改正する規則

神奈川県地球温暖化対策推進条例施行規則（平成21年神奈川県規則第73号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号及び第2号を次のように改める。

- (1) 県内に設置している全ての工場又は事務所その他の事業場（以下「工場等」という。）に係る前事業年度（一の事業年度（4月1日から翌年3月31日までをいう。以下同じ。）の前の事業年度をいう。以下同じ。）における原油換算エネルギー使用量（エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行令（昭和54年政令第267号）第2条第2項に規定する原油換算エネルギー使用量をいう。以下同じ。）の合計量が1,500キロリットル以上である事業者（次号に該当する事業者を除く。）
- (2) 連鎖化事業（エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和54年法律第49号）第19条第1項に規定する連鎖化事業をいう。以下この号において同じ。）を行う者（以下この号において「連鎖化事業者」という。）のうち、当該連鎖化事業者が県内に設置している全ての工場等及び当該連鎖化事業の加盟者が県内に設置している当該連鎖化事業に係る全ての工場等の前事業年度における原油換算エネルギー使用量の合計量が1,500キロリットル以上である事業者

第2条第3号中「前年度」を「前事業年度」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 条例第11条第2項に規定する計画書提出特定大規模事業者（以下「計画書提出特定大規模事業者」という。）は、当該計画書提出特定大規模事業者が提出した同条第1項に規定する事業活動温暖化対策計画書（以下「事業活動温暖化対策計画書」という。）に係る次条第1項に規定する計画の期間中に前項各号のいずれにも該当しないこととなった場合においても、当該計画の期間中は、特定大規模事業者とみなす。ただし、事業の廃止その他の事由により事業活動温暖化対策計画書に基づく地球温暖化対策を継続することが困難であると認められる者にあつては、この限りでない。

第3条から第7条までを次のように改める。

(事業活動温暖化対策計画書等の提出等)

第3条 事業活動温暖化対策計画書は、特定年度（令和7年度又は同年度から起算して3の倍数の事業年度を経過したごとの年度をいう。以下この項及び第7項において同じ。）から起算して3事業年度の期間（特定年度から起算して2年度目又は3年度目に特定大規模事業者となった者にあつては、当該期間から特定大規模事業者となった日の属する事業年度の前事業年度までの期間を除いた期間）を計画の期間として作成するものとする。

2 特定大規模事業者が、条例第53条第2項の規定により条例第11条第1項の規定を適用しないこととした市町村の区域（以下この項において「適用除外区域」という。）及びそれ以外の区域にそれぞれ工場等を設置している場合において、適用除外区域以外の区域に設置しているそれぞれの工場等に係る前事業年度における原油換算エネルギー使用量がいずれも15キロリットル未満であるときは、事業活動温暖化対策計画書の提出を要しない。

3 条例第11条第1項に規定する規則で定める日は、第1項に規定する計画の期間の初年度の7月31日とする。

4 条例第11条第1項第2号に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 温室効果ガスの排出の量の削減を図るための基本方針
- (2) 温室効果ガスの排出の量の削減を図るための対策に係る事項
- (3) エネルギーの使用の合理化に係る事項
- (4) 再生可能エネルギー等の利用又は導入に係る事項
- (5) 2050年までの脱炭素社会の実現に寄与する中長期的な取組に係る事項

5 条例第11条第1項第4号に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 事業の規模
- (2) 当該事業活動温暖化対策計画書に係る計画の期間
- (3) その他知事が必要と認める事項

6 条例第11条第2項ただし書（同条第4項において準用する場合を含む。）に規定する規則で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

(1) 条例第11条第1項第1号に掲げる事項のうち、法人の代表者の氏名の変更

(2) その他知事が定める軽微な変更

7 条例第11条第3項に規定する中小規模事業者用事業活動温暖化対策計画書（以下「中小規模事業者用事業活動温暖化対策計画書」という。）は、特定年度から起算して3事業年度の期間（特定年度から起算して2年度目又は3年度目に中小規模事業者用事業活動温暖化対策計画書を提出する同項に規定する中小規模事業者（以下「中小規模事業者」という。）にあっては、当該期間から中小規模事業者用事業活動温暖化対策計画書を提出する日の属する事業年度の前事業年度までの期間を除いた期間）を計画の期間として作成するものとする。

8 条例第11条第3項に規定する規則で定める日は、前項に規定する計画の期間の初年度の9月30日とする。

9 第7項の規定にかかわらず、条例第11条第4項に規定する計画書提出中小規模事業者（以下「計画書提出中小規模事業者」という。）が特定大規模事業者となった場合、当該計画書提出中小規模事業者が提出した中小規模事業者用事業活動温暖化対策計画書に係る計画の期間は、当該計画書提出中小規模事業者が特定大規模事業者となった日の属する事業年度の前事業年度の末日に終了したものとみなす。

（実績報告書の提出等）

第4条 条例第14条第1項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 条例第11条第1項第1号に掲げる事項

(2) 報告対象年度（報告の対象となる事業年度をいう。以下この条において同じ。）

(3) 報告対象年度における条例第11条第1項第3号に掲げる事項に関する状況

(4) 報告対象年度における前条第4項第2号から第5号までに掲げる事項に関する状況

(5) 報告対象年度における前条第5項第1号に掲げる事項

(6) 前条第5項第2号及び第3号に掲げる事項

2 条例第14条第1項に規定する規則で定める日は、報告対象年度の翌事業年度の7月31日とする。

ただし、条例第11条第2項の規定により廃止又は休止の届出を行った計画書提出特定大規模事業

者にあつては、当該届出をした日の翌日から起算して90日を経過した日とする。

3 条例第14条第2項に規定する規則で定める事項は、第1項第1号、第2号及び第4号から第6号までに掲げる事項とする。

4 条例第14条第2項に規定する規則で定める日は、報告対象年度の翌事業年度の7月31日とする。
ただし、条例第11条第4項において読み替えて準用する同条第2項の規定により中止、廃止又は休止の届出を行った計画書提出中小規模事業者にあつては、当該届出をした日の翌日から起算して90日を経過した日とする。

5 条例第14条第3項に規定する規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

(1) 計画書提出特定大規模事業者が条例第11条第2項の規定により廃止の届出を行った場合（当該計画書提出特定大規模事業者が提出した事業活動温暖化対策計画書に記載された事業を廃止した日の属する事業年度の翌事業年度以後を報告対象年度とする条例第14条第1項に規定する実績報告書（以下「実績報告書」という。）の場合に限る。）

(2) 計画書提出特定大規模事業者が条例第11条第2項の規定により休止の届出を行った場合（当該計画書提出特定大規模事業者が提出した事業活動温暖化対策計画書に記載された事業を休止した日の属する事業年度の翌事業年度から当該事業を再開する日の属する事業年度の前事業年度までを報告対象年度とする実績報告書の場合に限る。）

(3) 計画書提出中小規模事業者が条例第11条第4項において準用する同条第2項の規定により中止又は廃止の届出を行った場合（当該計画書提出中小規模事業者が提出した中小規模事業者用事業活動温暖化対策計画書に係る計画を中止した日又は当該中小規模事業者用事業活動温暖化対策計画書に記載された事業を廃止した日の属する事業年度の翌事業年度以後を報告対象年度とする条例第14条第2項に規定する中小規模事業者用実績報告書（以下「中小規模事業者用実績報告書」という。）の場合に限る。）

(4) 計画書提出中小規模事業者が条例第11条第4項において準用する同条第2項の規定により休止の届出を行った場合（当該計画書提出中小規模事業者が提出した中小規模事業者用事業活動温暖化対策計画書に記載された事業を休止した日の属する事業年度の翌事業年度から当該事業

を再開する日の属する事業年度の前事業年度までを報告対象年度とする中小規模事業者用実績報告書の場合に限る。)

(5) その他知事が特別の事情があると認める場合

(事業活動温暖化対策計画書等の概要の公表)

第5条 条例第15条に規定する規則で定める事項のうち、条例第12条に規定する事業活動に係る計画書（以下「事業活動に係る計画書」という。）に係る事項は、条例第11条第1項各号に掲げる事項のうち公表することにより当該事業活動に係る計画書を提出した計画書提出特定大規模事業者又は計画書提出中小規模事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがない事項とする。

2 条例第15条に規定する規則で定める事項のうち、実績報告書に係る事項は、前条第1項各号に掲げる事項のうち公表することにより当該実績報告書を提出した計画書提出特定大規模事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがない事項とする。

3 条例第15条に規定する規則で定める事項のうち、中小規模事業者用実績報告書に係る事項は、前条第3項に規定する事項のうち公表することにより当該中小規模事業者用実績報告書を提出した計画書提出中小規模事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがない事項とする。

(実績報告書等の評価及びその公表)

第6条 条例第16条第1項の規定により評価を行うときは、事業活動温暖化対策計画書及び実績報告書の内容（事業活動温暖化対策計画書にあつては第3条第4項第2号に掲げる事項のうち事業活動温暖化対策指針に定める事項に限り、実績報告書にあつては第4条第1項第4号に掲げる事項に限る。）について評価を行うものとする。

2 前項の規定は、条例第16条第3項の規定により評価を行う場合について準用する。

3 条例第16条第4項の規定により評価の結果を通知しようとするときは、次に掲げる事項を記載した書面により行うものとする。

(1) 条例第11条第1項第1号に掲げる事項

(2) 条例第16条第1項又は第3項の規定による評価の結果

(3) 条例第16条第6項の規定による意見を書面により述べることができる旨及びその期間

(4) その他知事が必要と認める事項

4 条例第16条第5項に規定する規則で定める場合は、天災その他の事業活動温暖化対策指針に定める場合とする。

(身分証明書)

第7条 条例第17条第4項に規定する身分を示す証明書は、立入調査員証（第8号様式）とする。

第27条から第37条までを削る。

第38条中「第56条第1項」を「第52条第1項」に改め、同条を第27条とし、第39条を第28条とする。

第1号様式から第8号様式までを次のように改める。

第1号様式から第7号様式まで 削除

第8号様式（第7条関係）（表）（用紙 縦5.5センチメートル 横9.1センチメートル）

第 号	
立 入 調 査 員 証	
写真	所 属 等 氏 名
上記の者は、神奈川県地球温暖化対策推進条例第17条第3項の規定により、立入調査を行う者であることを証明する。	
年	月 日
神奈川県知事 印	

（裏）

神奈川県地球温暖化対策推進条例(抜粋)
（指導、助言等）
第17条 知事は、計画書提出事業者に対し、その提出した事業活動に係る計画書の内容及び当該事業活動に係る計画書に基づく地球温暖化対策の推進に関する事項について、必要な指導及び助言並びに前

条第1項又は第3項の規定による評価の結果に応じた情報の提供その他の必要な支援を行うことができる。

2 知事は、前項の規定による指導及び助言を行うため必要な範囲において、計画書提出事業者に対し、資料の提出を求めることができる。

3 知事は、第1項の規定による指導及び助言を行うため必要な範囲において、計画書提出事業者が設置し、又は管理している事業所、事務所その他これらに類する場所（以下この項において「計画書提出事業者に係る事業所等」という。）において実地に調査を行う必要があるときは、当該計画書提出事業者に係る事業所等へその命じた者又は委任した者が立ち入ることについて、当該計画書提出事業者に協力を求めることができる。

4 前項に規定する調査を行う者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があった場合は、これを提示しなければならない。

第21号様式から第24号様式までを削る。

附 則

1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

2 改正後の神奈川県地球温暖化対策推進条例施行規則（第3条から第6条までに限る。）の規定は、この規則の施行の日以後に、神奈川県地球温暖化対策推進条例の一部を改正する条例（令和6年神奈川県条例第74号。以下「改正条例」という。）による改正後の神奈川県地球温暖化対策推進条例（平成21年神奈川県条例第57号）第11条第1項に規定する事業活動温暖化対策計画書又は同条第3項に規定する中小規模事業者用事業活動温暖化対策計画書を提出する場合について適用し、同日前に改正条例による改正前の神奈川県地球温暖化対策推進条例第11条第1項又は第4項に規定する事業活動温暖化対策計画書を提出した場合における改正前の神奈川県地球温暖化対策推進条例施行規則（第3条から第7条までに限る。）の規定の適用については、なお従前の例による。